

令和6年11月定例会 一般質問概要

質問者:上田 健二 議員
質問日:令和6年12月10日



大阪維新の会大阪府議会議員団の上田健二です。

1. 寝屋川高等学校の建て替え

① はじめに、寝屋川高校の建て替えについてお伺いします。

本年2月議会の一般質問において、現在の寝屋川高校は校舎面積の狭さに課題があり、今回の建て替えでは、その課題の解消に期待する趣旨の質問を致しました。

その続きとして、現在の校舎の延床面積と、基本設計を進める上で想定されている新校舎の延床面積の実数と何階建てになる予定かを教育長に伺います。

【教育長答弁】

○ 寝屋川高校の建て替えについて、現在の校舎の延床面積約 14,500 平方メートルに対して、約 13,500 平方メートルの延床面積にて新校舎を建築する予定です。

○ 現在の校舎の延床面積は、生徒の増加に合わせて増築が繰り返され、10 棟を超える建物は、渡り廊下や階段などの共有部分が多く占めている状況ですが、建て替えにより新校舎では校舎を集約化することが可能となります。

○ 具体的な階数などは今後、基本設計の中で、学校の声聞きながら検討を進め、新校舎のレイアウトを作成し、令和9年度中の工事着手を予定しております。

② 寝屋川高校については、令和3年度以降、8クラス 320 人募集でしたが、志願者数が多いことから現在の1年生から9クラス 360 人募集となり、来年度についても9クラス募集となることが決定しています。

これまで8クラスでも特別教室を目的外に利用をするなど現場では対応されてきた訳ですが、今回の建て替えにより、最大1学年、何クラスまでなら対応が可能な建物を整備する予定なのか。新校舎の約13,500㎡という面積で良好な学習環境は維持できるのか。教育長に伺う。

【教育長答弁】

○ 今後の寝屋川高校については、現状の志願状況を踏まえ、9クラスを前提に募集することを検討しておりますが、建て替え後においても必要な延床面積を確保していることから、十分に機能的かつ良好な教育環境を維持できるものと認識しています。

○ 併せて、建て替えにあたっては、生徒同士の学び合いや探究的な学びが実践できるよう、可動式パーテーションを取り入れるなど、これからの府立高校の学びにふさわしい環境づくりを進めてまいります。

③ 前回、普通教室の面積について現在の64㎡は教室の前後、左右、どこにも一切余裕が無く、学習環境として適切ではないのではないかと質問をしました。その後、新たに着任された水野教育長が考える大阪府立高校の適切な普通教室の面積について伺います。

寝屋川高等学校（教室全体像）



出典：
教育庁より提供

1

寝屋川高等学校（教室前）



出典：
教育庁より提供

2

寝屋川高等学校（教室後ろ）



出典：
教育庁より提供

3

【教育長答弁】

○ 私は、就任以来実施している各府立高校への視察を踏まえ、普通教室については、一人1台端末などICT機器を最大限活用した学習環境への対応や、探究活動等における協働的な学びなど、多様な学習を展開できるよう、面積の拡大などの検討が必要であると考えています。

○ 寝屋川高校の建て替えについては、これからの府立高校の建て替えのモデルケースとなるものと考えており、しっかりと検討して取り組んでいきたいと思っております。

「面積の拡大の検討が必要」と明確にご答弁頂けたことを嬉しく思います。

1つの基準となる74㎡になるのか、はたまたそれ以上になるのか、今後の基本設計に注目しています。

2. 支援学校の現状と課題

① 次に、支援学校の現状と課題についてお伺いします。

知的障がい支援学校は北河内に枚方校、守口校、交野支援学校四條畷校と、寝屋川校の4校となり、寝屋川支援学校では在籍する児童生徒数が、この5年間で34人増加、今年度は397人と、開校以来、最大の在籍者数となっています。

この在籍者数の増加に対応するため、学校では、特別教室を普通教室に転用することや、国基準である小中学部は1学級に6人、高等部は8人という国の設置基準を超えて、子どもたちが学んでいる現状があります。

この寝屋川支援学校の現状について、教育長の認識を伺います。

【教育長答弁】

○ 近年、北河内地域における知的障がい支援学校の在籍者数が増加しており、寝屋川支援学校におきましても、在籍者数の増加に対し、教室転用を行う等の対応により、子どもたちの教育環境を確保しているところです。

○ この状況につきましては、早急に改善していく必要があると考えており、現在、同じ北河内地域内にある交野支援学校四條畷校において、令和11年度の本校化に向けた取り組みを進めているところです。

○ この本校化の取り組みにより、四條畷校の児童生徒数は、現在の217人より130人程度増加し、概ね350人になる予定です。併せて、北河内地域内の通学区域の見直しも行うこととしています。

○ これらによって、寝屋川支援学校をはじめ、北河内地域の支援学校の設置基準の不適合や教室不足の解消を図ることとしています。

② たしかに、四條畷校が本校化される5年後には一定の効果は見込めますが、答弁にもあった通り、現在の四條畷校にも既に217人の生徒が通学する中、本校化によって新たに受け入れられる増加数は130人程度となっています。

一方、寝屋川支援学校では、直近の入学希望調査結果によると、来年度は更に40人程度の大幅な増加が見込まれていると聞いています。これに加え、北河内地域の他の知的障がい支援学校3校も、寝屋川支援学校と同様に生徒が増加した場合、5年後の本校化までにパンクしてしまうことも危惧されますが、教育長の見解を伺います。

【教育長答弁】

○ 北河内地域における、令和6年度の在籍者を踏まえた将来的な見込数を試算したところ、現状の施設設備の工夫等を行うことで、四條畷校が本校化するまでの在籍者数の増加に対応できるものと考えています。

○ 現在、在籍している子どもたちの教育環境の確保につきましては、引き続き、在籍者数の推移を厳正に見極めながら、既存教室の改修等による環境改善を行ってまいります。

③ 今後数年間の在籍者数の増加についても対応できると答弁いただきましたが、先ほども指摘したとおり、これまでも普通教室を確保するために、既に特別教室を転用する等の対応を行っております。

特別教室には本来の用途や役割があることから、教室不足解消の為に教室転用は望ましい対応ではありません。本来は校舎を増設することや通学可能な範囲で生徒数を調整するなどにより、国の基準に適合させる取り組みが必要です。

そこでまず、寝屋川支援学校において、良好な学習環境を確保するために、国の設置基準を満たす定員上限は何人と考えているのか、教育長に伺います。

【教育長答弁】

○ 寝屋川支援学校においては、現状の普通教室数を踏まえ、国の設置基準に則ってクラス編制した場合の児童生徒数は、概ね370人となり、現在は30人程度超過している状況です。

○ なお、国の設置基準では、既存校について、当分の間、従前のままとすることができるとの経過措置が講じられております。

○ 一方で、府としては、できるだけ早期に基準に適合するよう取組みを進めており、寝屋川支援学校の在籍者数の増加に対しては、(先程答弁したとおり)既存教室の改修等を行いつつ、四條畷校を本校化し、寝屋川支援学校に通う児童生徒の

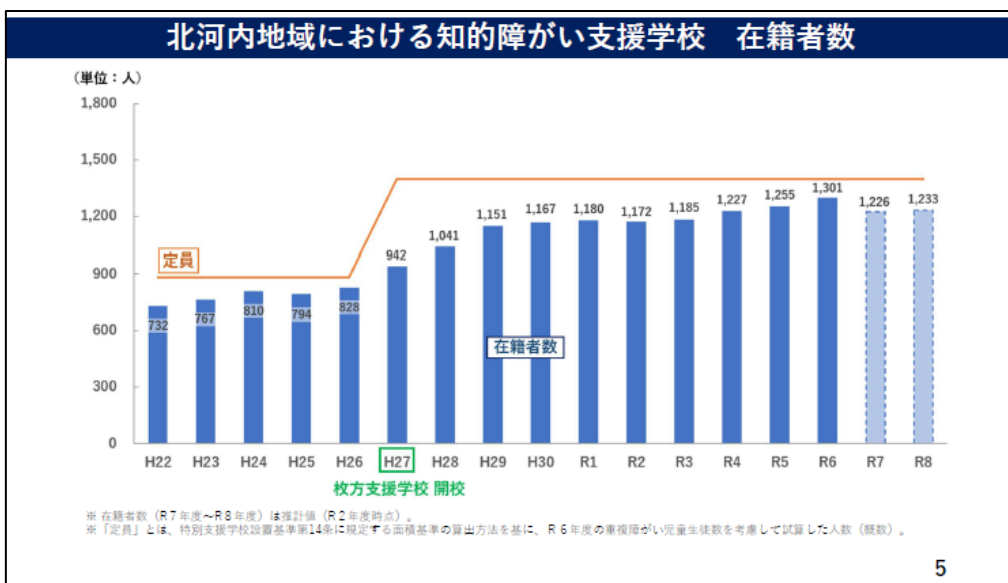
一部を受け入れることにより、設置基準の不適合は解消できるものと考えています。

○ また、他の支援学校の設置基準の不適合や教室不足についても、第2次大阪府教育振興基本計画の計画期間である令和14年度までに解消してまいります。

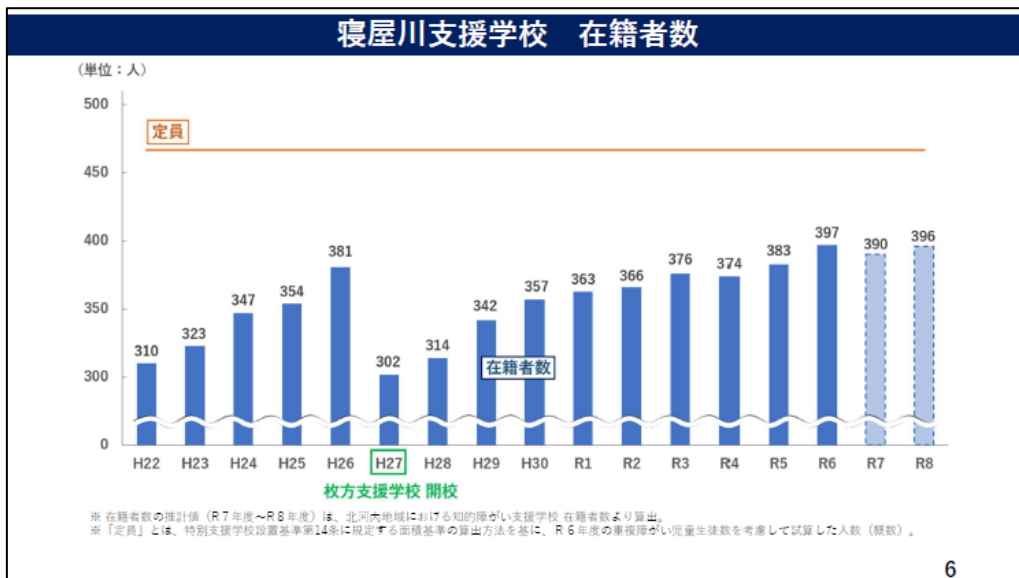
このグラフは、府内全体の支援学校の受入定員と、在籍者数を示すグラフです。国の面積基準上の定員数は10,400人となっています。



次にこちらは、同じく北河内の状況を表したもので、定員は1,400人。



こちらは寝屋川支援学校のみの定員と在籍者数になります。定員は470人となります。



定員470人に対し、397人でもなぜ教室が不足しているか、というと、国の基準はあくまで、学校全体の延床面積から計算がなされ、A校、B校と、例を挙げていますが、普通教室と共用部分の割合が7:3であろうと、3:7であろうと、学校の延床面積が10,000㎡の学校は受入可能人数が400人と計算される事にあります。

支援学校における面積の比較

国基準では学校の床面積の合計だけが評価され、実際の学校施設の状況は勘案されない。

学校面積例

	普通教室面積	管理諸室・廊下等共用部分	合計面積	受入可能人数
A学校	7,000㎡	3,000㎡	10,000㎡	400人
B学校	3,000㎡	7,000㎡	10,000㎡	400人

※国の特別支援学校設置基準では、障がい種や設置学部ごとの在籍者数によって必要となる校舎面積が示されており、表中の「受入可能人数」は、現在保有する校舎面積から基準上の受け入れ可能数を逆算したものの。

7

国が示す面積基準では定員は 470 人となりますが、教室の数から編制をした場合、在席可能な生徒数は 370 人程度、現在が 397 人で、既に超過しており、来年度はさらに 40 人の増加を見込むとなると大幅に超過することとなります。

右肩上がりの入学希望者を令和11年の四條畷校の本校化まで、本当に耐える事が出来るのか、現場が不安になるのは当然だと考えますし、令和4年度に策定した10年計画のままで、このまま進むだけで良いのか、現場の視察や、関係者からの聞き取りでは私も不安を拭えないのが現状です。

④ 寝屋川支援学校周辺の地図をご覧ください。

寝屋川支援学校は、大阪府営寝屋川公園に周辺を囲まれています。寝屋川支援学校の隣には数年前まで民間の大阪病院がありました。現在は移転され、その跡地は、現在更地となっています。



この写真は支援学校から、その土地を写したもので、盛土がされている部分とその右側がその対象地です。この土地を含め、近隣では土地区画整理事業が今後予定されており、大阪府が所有する府営公園の未整備用地もその一部となっています。

大阪病院跡地



9

土地区画整理事業を所管する寝屋川市役所担当課に確認したところ、支援学校隣の病院跡地は、今後、事業の中で府が新たに取得し、寝屋川公園の一部として公園の整備をしていくことが検討されているとのことでした。今後、府有地として公園を拡幅するよりも、支援学校の敷地として現状課題となっている給食調理場の拡幅や不足する駐車場の整備など、様々な用途に活用すべきだと私は考えています。

都市施設配置図（案）



10

教育庁では、教室不足への対策として、この当該土地の活用を検討できないのか、教育長の見解を伺います。

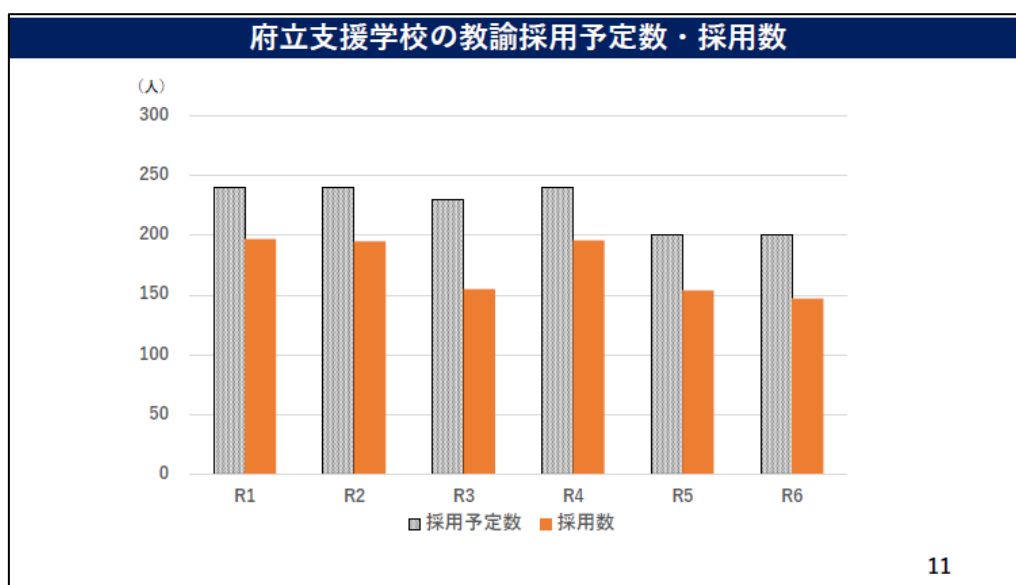
【教育長答弁】

○ 北河内地域の在籍者数の将来的な見込では、四條躰校を本校化することにより、対応できると考えていることから、現行の学校整備計画を着実に進めていきたいと考えています。

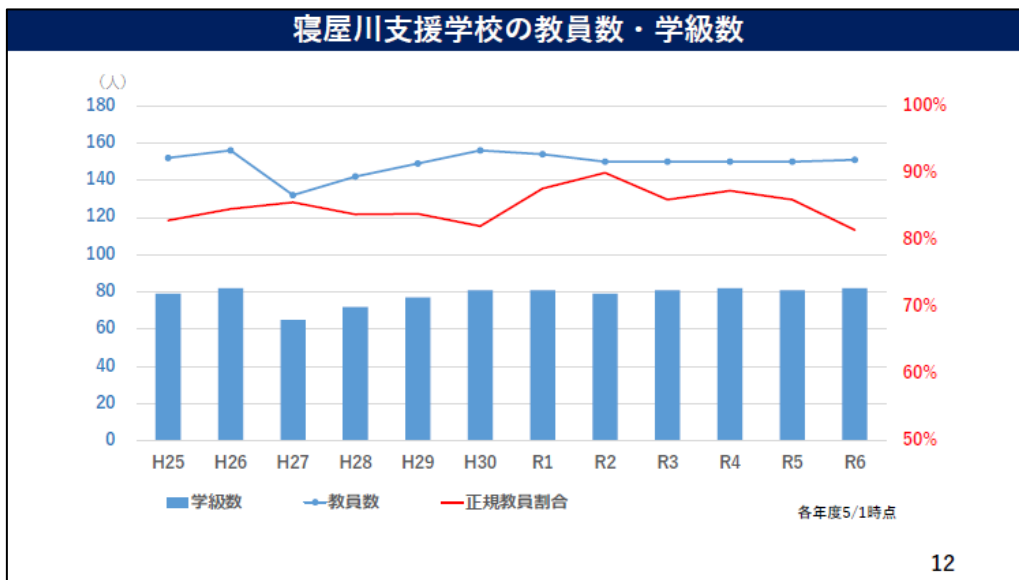
○ 今後、在籍者数が見込を大きく上回る場合においては、必要となる方策を検討してまいります。

一点理解しておかないといけないのは、現在の10年計画は、令和2年に今後の増加を想定して作られたものであり、現実はその予想より大きく需要は高まっている、ということ。その計画通りの整備で本当に現場は混乱しないのか、ここは注意深く、ご対応頂きたいと思ひますし、今後も取り上げてまいります。

⑤ 設備の不足と同時に、働き手の不足について伺います。教員の配置人数について、例えば、小中学校や高等学校の生徒が50人増えるのと、支援学校で生徒が50人増えるのでは、必要となる教員の数は大きく異なります。子どもの数が減少する中、支援学校に進学する児童生徒数は増加しており、毎年多くの教員の確保が必要になる。これは、今後数年間は想定されることである。これは近年の府立支援学校の採用予定数と採用数の推移グラフになります。毎年満たしていない事が分かります。



これは寝屋川支援学校の教員数と正規教員の割合などを示したものです。教員が不足していること、正規教員の割合が低い事が分かります。



学校現場からも「そもそもの正規教員が不足している」「正規教員を増員して欲しい」という声を聞いていますが、教育長に見解を伺います。

【教育長答弁】

○ 近年、教員採用選考テストにおいて、支援学校の合格者数が採用予定数に満たない状況が続き、結果として、教員数に占める非正規教員の割合が10%前後で推移しており、危機感を持って受け止めています。

○ このため、府教育庁では、新たに、大学生や高校生等を対象とした支援学校見学会の開催を検討するなど、大阪の支援学校で働くことのやりがいや魅力をアピールするプロモーションの強化に取り組んでいるところです。

○ また、教員養成課程を有する大学と連携し、支援教育に係る質の高い人材の継続的かつ安定的な供給と採用をめざすシステムの構築に着手したところです。

○ 今後とも、支援教育の充実に向けて、一人でも多くの優秀な人材確保に努めてまいります。

⑥ 教員の確保に当たっては、正規教員に加え、常勤講師や非常勤講師の確保にも取り組んでいることは承知していますが、講師の勤務条件について、学校現場に配置されている非常勤講師は、勤務時間の上限が週29時間と制限されていることや、学校現場が忙しくなる学校行事の際には勤務ができないといった、学校現場からするとジレンマを感じる面があると聞いています。

このような制限の緩和はできないのか、不可能であるならば、そういった現場の声に対してどういった対応が可能か、教育長の見解を伺います。

【教育長答弁】

○ 非常勤講師の勤務時間については、国家公務員における非常勤職員の考え方に準じ、常勤職員の4分の3を超えない範囲として就業等規則において定めています。

○ また、勤務条件については、業務内容を「教科の授業」と定め、授業1時間につき定められた額を報酬として支給することを明示し、任用しています。

○ このため、非常勤講師に長時間の勤務をさせることや、授業以外の業務に従事させることは制度上制限がありますが、学校運営に支障をきたさないよう、学校現場の意見をよく聞きながら工夫してまいりたいと存じます。

最初にも述べたように、支援学校の場合、生徒数が増えると小中学校は6名1クラス、高校は8名1クラスと、必要となる教員の人数は一般の小中学校よりも大幅に多くなります。今後も需要が高まることが想定されている事を考えると、今は過剰にでも雇用することを目指し、人材を育成し、即戦力の教員を増やす努力が必要だと考えています。ご検討をよろしくお願い致します。



3. 大阪公立大学工業高等専門学校跡地の活用

① 大阪公立大学工業高等専門学校の跡地活用について伺います。

寝屋川市にある高専は、2027年4月に大阪公立大学の中百舌鳥キャンパスへの移転が予定されていますが、この中百舌鳥への移転について準備は順調に進んでいるのでしょうか。その上で、高専は2027年4月から中百舌鳥で開講し、現校舎は同時期に役割を終える、という計画に現状変更はないでしょうか、また、跡地について市内における活用希望についてはどのような状況となっているか、副首都推進局長に伺います。

【副首都推進局長答弁】

○ 大阪公立大学工業高等専門学校については、現在、学舎のある寝屋川市から中百舌鳥キャンパスへの移転に向け、来年度から移転先の学舎を改修することとしており、計画どおり、2027年4月に移転し、現在の高専の学舎は同時期に役割を終える予定となっている。

○ また、当該跡地については、庁内から高専移転後に一時的に使用したいなどの希望を聞いており、引き続き庁内調整を進めてまいります。

② 府有施設が移転や、再編整備の対象となった際、地域住民からすると、その跡地がいかに変貌するのかが当然関心が高い事項です。処分にあたり、入札により、金額だけを重視する以外の方法を取る可能性はあるのでしょうか。また、その処分方法を最終決定するのは誰になるのでしょうか。府有施設をプロポーザル方式などで処分している例もあり、今後、公共施設が減少する傾向にある中で、一定のルールや方針を府として持つべきと考えますが、財務部長の所見を伺います。

【財務部長答弁】

○ 不要財産の処分にかかる手続きについては、まず財産所管部局において活用を検討し、その後、庁内や地元市町村での活用希望を確認したうえで、希望がない場合は、当部において通常の一般競争入札を実施している。

○ この他、地元市町村から事前の要望があった場合などは、一義的には財産所管部局で対応しており、一般競争入札によらない処分が適当と判断されれば、条件付き入札やプロポーザル方式による処分を実施している。

○ これまでの議会でのご議論を踏まえ、財産の規模や特性などを考慮しつつ、府施策の観点や地元市町村のまちづくり計画などの状況に応じて、財産所管部局等と連携し、当該財産のより有効な活用方法や適切な処分方法のあり方について検討しているところ。

「財産所管部局で対応しており」とのご答弁からすると、今回の場合、副首都推進局の判断により、一般競争入札だけでなく、最善の対応を考えていく事が可能であると受け取りました。ここはとても重要なご答弁です。

③ 既に一部の部局では、条件付き入札やプロポーザル方式による処分が実施されており、私は公平性が担保されている事を前提に良いことだと考えています。高専のような学校施設の跡地活用についても、所管部局と財務部局が連携し、検討を進めて頂くことを求めます。移転後、早期に、まちづくりに配慮した形で跡地処分がなされることで、様々な利点があります。

府が未利用地として、そのまま高専跡地を保有していた場合、市へ固定資産税は入るのか。副首都推進局長に伺います。

【副首都推進局長答弁】

○ 地方税法上、国や都道府県が所有している土地、建物に関しては、固定資産税が非課税とされている。このため、府が高専跡地を未利用地として保有している間は、市へ当該跡地にかかる固定資産税は入らないこととなる。

④ そこはそうだろうと。高専の敷地は、約 9 万 8 千㎡で、国道 170 号線に面している土地です。

固定資産税と都市計画税の見込額について	
高専の敷地、約 9, 8 万㎡の路線価をもとに評価額を計算、 課税評価額から固定資産税と都市計画税を足したもの	
全体が非居住用地の場合	約 1 億 1, 7 0 0 万円
有効宅地が 7 0 % の宅地とした場合	約 2, 3 0 0 万円

13

単純に、その路線価から課税評価額を計算した場合、非居住用地の場合、約 1 億 1, 700 万円、住宅用地として、有効面積を 7 割とした場合、約 2, 300 万円の固定

資産税と都市計画税が市には見込まれます。実際に宅地開発が進み、住民が住めば、土地の固定資産税、都市計画税以外にも、建物への課税や市民税なども入ってくるようになります。

言いたいことは、跡地活用の計画が遅れ、府が移転後も所有だけしてしまえば、年間1億円以上の税収入にも無駄な穴を空けてしまうということです。

現在も地元市と協議をしていることは存じていますが、非常に広大な敷地であり、移転まで残すところ2年と少しという期間を考えると、具体の検討を加速させていく必要性を感じています。速やかな跡地活用を進めていくためにも、府市の関係部局をはじめ、関係者が参加し意見交換できる会議体を持つべきだと考えますが、所見を伺います。

【副首都推進局長答弁】

○ 高専の跡地活用については、検討段階から協議・調整を行い、適宜、寝屋川市と情報共有を行っている。本年8月に、寝屋川市から、新たなまちの創出を目指す方向性が提案されたことをうけ、本年9月には、府の関係部局とともに、寝屋川市と意見交換を行ったところ。

○ 跡地活用に向けた具体的な検討を、様々な分野の協力を得つつ進めていく上でも、府市の関連部局との連携は重要であり、お示しの会議体については、寝屋川市とともに、1月を目途に開催できるよう努めてまいります。

1月から、はじめて頂けるとのことですので、楽しみにしております。

4. さきしまコスモタワーホテル

① 次にさきしまコスモタワーホテルについて、お伺いします。

さきしまコスモタワーホテルにかかる一連の訴訟については、先般、府の主張どおり、「建物の明渡しと滞納賃料等の未払金の支払い」が大阪高等裁判所に認められ終結したところです。

本訴訟の終結により、10月末にホテル事業者の建物明渡しが完了、あとは約41億円の未払い賃料等の支払いを求めていくのみと聞いております。

本来、府の歳入となるべきであった約41億円もの未払賃料等の回収は、府にとって重要な課題であることは言うまでもなく、この裁判で債務名義を得ている以上、毅然とした対応により債権回収を図っていくことが肝要です。

代表質問の中で、約41億円の未払金のうち、約14億円の回収を見込んでいるとの答弁があったが、先月、資産隠しの罪に問われたホテル経営者らの初公判での一部報道において、「府は強制執行でわずか3円しか差し押さえられない事態になった」とあったが、強制執行などで回収見込みが立っているものはどれくらいあるのか、総務部長に伺う。

【総務部長答弁】

○ 債権の回収状況については、第一審の仮執行宣言付き判決に基づく強制執行等により、訴訟の相手方4者のうち3者から、現在までに約4千万円を回収した。

○ 一方、残りの1者については、第一審の判決後に強制執行の停止を申し立てて14億円を供託したことから、これまで強制執行の手続きを中断していたが、訴訟が終結したことにより、この14億円は確実に回収できる見込み。

○ ただし、3者から回収した債権約4千万円と14億円から回収する債権は一部重複するため、現時点での回収見込み額の合計は約14億3千万円となる。

○ これに加え、旧ホテル事業者との間で契約締結した際に納付させた約1億円の保証金を滞納賃料等の未払金に充当する予定。

○ これらにより、現時点において、トータルで約15億3千万円を確保できる見込み。

② 今の答弁からすると、約41億円の未払い額に対して、現時点で回収見込み額は十数億円であり、すべて回収できたとしても、20億円以上の未収金が残ることとなります。

代表者が強制執行妨害容疑で逮捕され、刑事事件としての確定判決は出ないまでも、容疑者が概ね容疑を認めているという報道を見る限り、資産隠しや計画倒産であったのではないかといった疑念は拭い切れません。

府民感情としては、大阪府として、そのような事業者に対し「逃げ得を許さない」という高い意識をもって、債権回収に取り組んで頂く必要性を感じます、今後の債権回収について、総務部長の意気込みを伺います。

【総務部長答弁】

○ 未収金の回収については、第一審の仮執行宣言付き判決で金銭債務に係る強制執行の申立てが認められた段階から、債務者が有する預金債権の強制執行を2度実施した。

○ これに加え、ホテル事業に係る旅行会社の売掛債権についても強制執行を実施するなど、これまでも債権回収に精力的に取り組んできたところ。

○ 現時点においては、先に答弁したとおり、約15億円以上回収できる見込みとなっているが、残りの債権についてもできる限り多く回収できるよう、引き続き、強制執行などの手続きを進めていく。

○ 府としては、今回の件で、1円でも多く債権が回収できるよう、今後もあらゆる法的措置を講じながら、債権回収に全力で取り組んでいく。

③ 次に、次の事業者選定について聞く。

新しい事業者を公募するにあたっては、同じ轍を踏まないよう、価格だけではなく、より信用のおける適切な事業者であることを十分に確認すべきと考える。

そこで次の事業者を公募するにあたり、どのような条件等を検討しているのか、総務部長に伺う。

【総務部長答弁】

○ 前回の入居事業者の決定にあたっては、当時の公募条件に基づき、適正な手続きにより選定したところであるが、結果として、決定事業者の賃料未払いにより契約解除を行い、訴訟案件にまで至ったことから、新たな公募の実施にあたっては、適切な事業者を選定できるよう、公募条件等の厳格化を図っていく必要があると考えている。

○ このため、今後実施する公募については、相手方の事業実績や資金力について一定期間にわたって把握するなど、適切な事業者の選定と確実に賃料等が確保できる方策について検討を進めているところ。

適切な事業者と契約を結ぶための契約条件の整備、これが最優先です。その上で前事業者が使用していたホテル等の設備も現在は府に所有権が移管されていることから、早期に次期事業者と契約ができれば、万博開催中の需要は相応なものと考えられます。このチャンスを逃さない取組みを要望します。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。